



さか い だ
坂井田 茂

いっ しん かい
一津 会

給食費の無料化あるいは大幅削減化の考えは

問 学校給食法では、施設および設備ならびに運営に要する経費は設置者の負担、それ以外の経費は保護者の負担とあるが、子育て支援と人口増対策のため、給食費全額無料あるいは削減する市町村の数が全国的に増加傾向にある。

子育て支援のための給食費の無料化あるいは大幅削減、段階的削減など、津市の財政に見合った方策で推進する考えは。

答 給食費については、学校給食法の中で保護者が負担すると規定されていることから、津市もこの規定に従い、保護者から実費の徴収をお願いしているところである。

約2万1,000人の児童・生徒の給食費を無料化した場合、年間で約10億3,000万円の負担が必要となるため、全ての方を対象とした負担軽減についての計画や予定は、現在のところ立てていない。

なお、低所得世帯の方については、就学援助制度により津市で給食費への助成を行っている。



●その他の質疑・質問●

○学校給食に関して

- 小中学校等におけるランチルームの整備、利用状況は
- ランチルームの今後の在り方をどう考えるか

○義務教育学校みさとの丘学園の学校運営に関して

- 1学期を終えた時点での成果および課題とその対策は
- 三重短期大学の将来的構想について など



▲全校児童を収容でき、衛生的で機能的なランチルーム



とよ だ みつ はる
豊田 光治

にほんきょうさんとうつしぎだん
日本共産党津市議団

行政ミスの保護費過誤払いは返還を求めらな

問 生活保護費は、最低限度の生活を保障するものである。分割による返還であっても生活が脅かされる。受給者にとっては、支給された保護費は正確なものと思い、既に使っていることもある。行政のミスにもかかわらず、一方的に受給者に責任を押し付けることは許されない。

同様の事例について、東京地裁は「返還しなくてよい」との判決を出しているが。

答 生活保護費過誤払いについては、被保護者の各種年金の遡及受給や生命保険の入院給付金、解約返戻金などの要因により保護に要する費用を過分に支給したものが多く、中には、職員の挙証資料の確認が遅れ返還が生じる場合もある。返還が生じた場合は、なぜ返還する必要があるのか、被保護者に対し丁寧に説明を行い、一括で返還することが難しい場合は、可能な範囲で分割による返還についても対応させていただいている。

また、東京地裁の件に関しては、三重県を通じ、厚生労働省に確認を行ったところ、今後も個別で対応し、十分な説明を行った上で返還を求めていくようにとの回答を得たことから、現在のところ、事務の考え方を变えるという状況にはない。

●その他の質疑・質問●

○団地開発などによる「谷埋め盛土」の大雨、洪水、地震被害について

- 極めて危険な造成地が存在しており、国は大規模な災害が発生する恐れがあるとしている。市として、今後どのような対策を考えているのか

○河芸町島崎町線の早期完成を
○河芸、白塚の中間地域に津波避難タワーの設置を など



▲最近の保護費過誤払いの新聞記事